

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県、宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町

2 構造改革特別区域の名称

福祉コミュニティ特区

3 構造改革特別区域の範囲

宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県では、松橋町豊福地区に、「こども総合療育センター」（肢体不自由児施設）、「くすのき園」（重度身体障害者授産施設）、「りんどう荘」（身体障害者福祉ホーム）、「こすもす園」（知的障害者授産施設）及び「松橋東養護学校」等を有する、心身障害者福祉の拠点となる福祉エリア「希望の里」を整備している。

「こども総合療育センター」については、現在、「総合療育機能の確立」・「障害の早期発見、早期療育」・「地域療育の推進」という基本理念の下に、再編整備を進めているところ。

現在の「肢体不自由児施設」としての機能のほか、「肢体不自由児通園施設」及び「知的障害児通園施設」で構成する「心身障害児総合通園センター」を新規開設することにより専門性の向上を図るとともに、地域療育の推進を図るため地域療育関係者の研修や技術的支援を実施するなど、熊本県における療育の拠点施設化を目指している。

また、構造改革特別区域（以下「宇城地域」という。）においては、訪問等による在宅障害児の支援も行うこととしている。

なお、宇城地域については、医療法に基づく「二次医療圏」や老人保健法等に基づく「老人保健福祉計画」等各保健医療福祉分野の県計画において1つの圏域として設定しており、さらには地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づく地方事務所（宇城地域振興局）を設置するなど、宇城地域を一体の地域として、各種施策の推進を図ってきているところである。

宇城地域内には、身体障害者手帳を有する18歳未満の者103名、18

歳以上の者 7,116 名、療育手帳を有する 18 歳未満の者 211 名、18 歳以上の者 726 名がおり（平成 14 年 3 月末現在）、また、4,709 名の要介護認定者がいる（平成 14 年 9 月末現在）。

同地域には 19ヶ所の指定通所介護事業所及び 1ヶ所の身体障害者デイサービス事業所があるが、知的障害者及び障害児を対象としたデイサービス事業所がないため、同地域内の養護学校へ通学している児童生徒（67名）を含む障害児及び知的障害者は、地域内でのデイサービスが受けられない状況である。

また、このような施設への通所者や養護学校の児童・生徒等の中には、単独での移動が困難な者がいるが、宇城地域内ではボランティアによる輸送サービスはほとんどなく、これらの者の外出が制限されたり、家族の負担が大きくなっているケースがある。

5 構造改革特別区域計画の意義

住み慣れた居住地域内での必要な福祉サービスを求める声があるが、過疎地域を中心に、福祉施設等の整備が十分ではない、現行制度では、高齢者、障害者、障害児等サービスの受け手ごとに縦割りの制度となっており、相互利用ができない、障害児（者）等の移動制約者に対する外出支援策が不足しているという状況にある。

そこで、高齢者、障害者、障害児等サービスの受益者ごとに縦割りにサービスが組み立てられている現行制度の規制緩和や新たな輸送手段を創設することにより、福祉サービスが相互に活用され、総合的なサービス提供が可能となるとともに、諸施設の開放及びその利用促進によって、障害や世代を超えた交流や相互理解の促進が図られ、また、地域の福祉ビジネスの創出や拡大等が図られる。

その結果として、地域住民の“生活の質（Quality of life）”の向上が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

障害児、障害者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、既存のデイサービス事業所の定員の範囲内での障害児受入れや、当該障害児等に係る NPO 法人等による低廉な輸送サービスを構造改革特別区域において実施する。

これにより、遠方の事業所まで出向いていた者が近くの事業所を利用する

ことや、これまでサービスを利用できなかった者がサービスを受けることが可能となったり、家族に代わって送迎を担う者が生まれることで家族の負担が軽減されること等により、施設整備のための投資費用を抑制しつつ、福祉サービスの充実及び利用促進を図り、居住地域内で完結する福祉サービスの仕組みを構築する。

地域資源の有効活用による地域福祉サービスの向上等による地域住民の生活の質の向上により、地域の活性化が図られることとなり、このことは、地域資源が限られた状況にある全国の地域に対するモデル的・先駆的取組みとなる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

地域内でのデイサービス利用の促進

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、現在のところ5名程度の障害児等の受入れを見込んでいる。

このほか、宇城地域には知的障害者及び障害児を対象としたデイサービス事業所がないため、これらの者が地域内でデイサービスを利用することはできない。

そこで、宇城地域内の各事業所において本特例措置の適用を推進することにより、新たなデイサービス事業所を設置するための投資費用を抑制しながら、知的障害者福祉法に基づく知的障害者デイサービス又は児童福祉法に基づく児童デイサービスの対象要件を満たしている者のうち100名程度について、地域内でデイサービスを利用することが可能となる。

障害児（者）や要介護高齢者の介護にあたる家族等の負担の軽減

養護学校に通う児童の家族の中には、当該児童の通学のために離職した者や、労働時間が制約されている者がいる。

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している実施主体においては、現在のところ養護学校に通学している児童等5名程度の対象者を見込んでいる。

このほか、宇城地域内のNPO法人や社会福祉法人等における本特例措置の適用を推進することにより、「単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者」60名程度について、ボランティア輸送を実施することで、これらの家族の負担軽減を図ることが可能となる。

障害児や要介護高齢者等の日常生活への適応力の向上や社会参加の促進及びこれらに伴う要介護度の進行抑制効果等

8 特定事業の名称

- (1) 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
- (2) N P Oによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

< 関連事業 >

こども総合療育センター再編整備事業

< 事業の目的 >

すべての障害児又は障害の疑いのある児童が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら適切な療育を受け、健やかな生活を送るために、こども総合療育センターを再編整備する。

< 事業の概要 >

施設の名称	定員	概要
肢体不自由児施設 (改築)	60名 (予定)	・一般入所52(うちショートステイ15)名 ・母子入所8名
心身障害児総合通園センター(新設)	50名 (予定)	・肢体不自由児通園施設(25名) ・知的障害児通園施設(25名)

ほほえみライフサポート事業

< 事業の目的 >

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童・生徒の在籍する盲学校、聾学校又は養護学校に看護師を配置することによって、安全で安心できる学習環境の整備、児童・生徒の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

< 事業の概要 >

県と委託契約を行った医療機関の看護師を学校に配置し、医師の指示に基づき、対象となる児童・生徒に対して、導尿、吸引、経管栄養などの医療的ケアを実施する。

< 平成14年度実績 >

熊本養護学校、松橋養護学校、球磨養護学校の3校において実施。

障害児者家族あんしんサービス事業

< 事業の目的 >

障害児者の放課後・休日デイサービスや外出支援等の地域生活支援に取り組むことにより、児童の健全育成と介護者の負担の軽減を図る。

< 事業の概要 >

平日の放課後や夏休み期間中に、養護学校等の児童生徒について施設・公民館等での一時預かりを実施したり、当該児童生徒の通学・通所等に付き添って移動の介助等を実施する市町村に対する県からの2分の1補助。

別紙（特定事業番号：906）

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所並びに身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

4 特定事業の内容

(1) 概要

以下に例示する事業所など特区内の指定通所介護事業所等において、当該事業所の定員の範囲内で、市町がデイサービスを提供することが適当と認められた障害児（者）について、当該デイサービス事業を実施する。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 千寿会（熊本県下益城郡砥用町二和田1233）

デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター陽光園（法人住所に同じ。）

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

障害児に係るデイサービスの需要の増加が見込まれる養護学校等の夏休み期間中に特定事業が実施可能となるよう準備を進める。

(3) その他本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 伸生紀（熊本県下益城郡中央町佐保338）

デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンターこもれび（法人住所に同じ。）

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

特区認定後、年内を目途に特定事業が実施可能となるよう準備を進め

る。

(4) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

「こども総合療育センター」等障害児関係施設において、デイサービスセンター・陽光園等事業実施主体の職員を受け入れ、当該職員への実習を行うことなどにより、障害児を適切に処遇するために必要な知識及び技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

宇城地域内には障害児デイサービス事業所や在宅知的障害者デイサービス事業所がないため、身近なところで日常生活における基本的動作の習得等を行うためには、規制の特例措置により指定通所介護事業所等においてデイサービスを実施する必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

上記4のとおりデイサービス事業を実施することは、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）別表1に掲げる「特例措置の内容」に沿うものである。

(3) 同意の要件及び特例措置に伴い必要となる手続について

いずれも特になし。

別紙（特定事業番号：1206）

1 特定事業の名称

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のNPO法人、社会福祉法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

4 特定事業の内容

特区内のNPO法人や社会福祉法人等が、事業開始の日から全国的な規制緩和が行われるまでの間、国土交通大臣の許可を受けて、松橋養護学校の児童等障害児や要介護認定を受けた高齢者等について、特殊な設備・装置を設けた自家用自動車による有償運送を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

宇城地域には、県内の養護学校等18校のうち3校が集中しており、そのうち67名の児童生徒が通学している一方、宇城地域内で特殊車両を所有するタクシー事業者は存在しない。

このようなことから、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用して移動することが困難な移動制約者について、NPO法人等がボランティア輸送を行うことは、養護学校の児童生徒やその家族等の福祉の向上を図るために必要なものである。

(2) 要件適合性を認めた根拠

「当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場」及び「判明した問題点等について速やかに報告する体制」について

「福祉コミュニティ特区有償運送協議会」（以下「協議会」という。）を設置するとともに、「問題点等に係る報告体制」を整えている。

<参考>

資料1 福祉コミュニティ特区有償運送協議会設置要綱

資料2 「福祉コミュニティ特区」において判明した問題点等に係る報告体制

「構造改革特別区域基本方針」別表1における特定非営利活動法人等

に係る条件について

(当初から本特例措置の適用を受けることを想定している実施主体である「社会福祉法人砥用町社会福祉協議会」について例示。)

ア 運送主体について

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第31条第1項の規定に基づく同法人の設立認可は熊本県において行っている。

イ 運送の対象について

「単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者」の範囲については、協議会において決定する予定。

当該範囲に該当する者であるか否かについては、県が交付している身体障害者手帳若しくは療育手帳又は市町が行う要介護認定における要介護度を確認する。

ウ 運送に要する車両について

同法人は、スロープ車等特殊な設備・装置を設けた車両を有しており、当該車両を用いてボランティア輸送を行う。

エ 運転者について

同法人において、普通第2種免許を所持する者はいない。

「十分な能力及び経験を有している」か否かについては、協議会においてその要件を決定する予定であり、当該要件に該当する者について、運転者として認めることとする。

オ 任意保険若しくは共済の加入について

対人無制限、対物500万円、搭乗者500万円の農協共済に加入している車両を用いてボランティア輸送を行う。

カ 運行管理体制等について

運行管理体制等については、道路運送法第80条第1項に基づく申請までに整備する予定。

キ 道路運送法第7条の欠格事由について

道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条各号の規定に該当しない旨の宣誓書の提出を求める予定。

(3) 同意の要件及び特例措置に伴い必要となる手続について

いずれも特になし。